

青森市職員定数条例（平成十七年条例第三十四号）新旧対照表

改正後				改正前			
（職員の定数及びその配分） 第二条 職員の定数は、次の表の第一欄及び第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。この場合において、職員の定数の当該事務部局内の配分は、同表の第四欄に掲げるものが定めるものとする。				（職員の定数及びその配分） 第二条 職員の定数は、次の表の第一欄及び第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。この場合において、職員の定数の当該事務部局内の配分は、同表の第四欄に掲げるものが定めるものとする。			
職員区分	所属区分	職員の定数	職員の定数の配分	職員区分	所属区分	職員の定数	職員の定数の配分
市長の事務部局の職員	市民病院を除く事務部局	千三百八十一人 （うち福祉事務所二百五十四人）	市長	市長の事務部局の職員	市民病院を除く事務部局	千三百八十八人 （うち福祉事務所二百三十六人）	市長
	市民病院	六百六十九人			市民病院	七百五人	
議会の事務部局の職員		二十二	議長	議会の事務部局の職員		二十二	議長
教育委員会の所管に属する職員	事務部局	百八十八人	教育委員会	教育委員会の所管に属する職員	事務部局	百八十八人	教育委員会
	学校	百八十八人			学校	百二十六人	
選挙管理委員会の事務部局の職員		十一	選挙管理委員会委員長	選挙管理委員会の事務部局の職員		十一	選挙管理委員会委員長
監査委員の事務部局の職員		十一	代表監査委員	監査委員の事務部局の職員		九	代表監査委員
農業委員会の事務部局の職員		十九	農業委員会	農業委員会の事務部局の職員		十九	農業委員会
公営企業の事務部局の職員	水道事業、公共下水	二百七十五	公営企業管理者	公営企業の事務部局の職員	水道事業、公共下水	二百七十五	公営企業管理者

改正後				改正前			
職員	道事業及び農業集落排水事業			職員	道事業及び農業集落排水事業		
	自動車運送事業	百九人			自動車運送事業	百五十四人	
青森地域広域事務組合への派遣職員		四百四十九人	市長	青森地域広域事務組合への派遣職員		四百三十三人	市長
合計		三千二百四十二人		合計		三千二百六十人	